

六ヶ所村移住・交流促進委員会委員公募要項

	内容
目的	六ヶ所村への移住促進に向けて、地域と多様に関わる人（関係人口）の増加及び交流促進を図る効果的かつ積極的な施策を展開することを目的とした六ヶ所村移住・交流促進委員会を設置するにあたり、村民の皆様の幅広い知見や助言、多様な意見を本村の移住・交流促進施策に反映させるために委員を公募します。
業務内容	<p>(1) 関係人口の増加に向けた施策に関すること</p> <p>(2) その他移住・交流促進のために必要な事項に関すること</p>
応募資格	<p>(1) 六ヶ所村に住所を有し、居住する満20歳以上の方（令和3年1月1日現在）</p> <p>(2) 年数回開催する委員会に出席できる方</p> <p>(3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方</p> <p>(4) 関係人口の増加に向けた施策に興味・関心のある方</p> <p>※ただし、国又は地方公共団体の議員及び職員の方は応募できません</p>
募集数	3名程度
任期	令和3年2月1日から令和5年1月31日まで（予定）
報酬/旅費	委員会に出席する場合は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて報酬及び旅費を支給します。
応募方法	<p>応募書類を下記応募受付期間内に役場政策推進課まで郵送またはご持参ください。応募書類は、役場政策推進課に備えているほか、六ヶ所村ホームページ（http://www.rokkasho.jp/）からもダウンロードできます。</p> <p>※提出された応募書類は、お返しできません</p> <p>【お問い合わせ先・応募先】 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附475番地 六ヶ所村政策推進課 電話 0175-72-8136（内線355）</p>
応募受付期間	<p>令和3年1月4日（月）～令和3年1月15日（金）必着</p> <p>※ご持参の場合は、平日の午前8時15分から午後5時まで受け付けます</p>
選考方法	<p>応募書類を厳正に審査の上、選考いたします。選考結果は、応募者全員にお知らせします。</p> <p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募資格の全ての要件を満たしていること ・応募内容の総合的な審査（応募の動機、経歴、移住の有無等）

【参考】

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者